

富山県ニホンザル管理計画（第5期、一部変更）の概要

1. 趣旨

ニホンザルの加害レベルの判定についての記述を明確にする。

従来、加害レベル4に包含されていた、生活環境被害が深刻で人身被害の恐れのある群れへの対応を特に強化にするため、加害レベル5を新たに設け、必要とする対策を併記する。また、加害レベル5に該当すると考えられる群れについては、詳細な調査を実施し、被害防止対策を検討する。

2. 現状の課題と変更点（表4、5、6）

近年、市街地において、人慣れしているニホンザルの加害群が、農作物被害だけでなく、人家等への侵入や人身被害等を引き起こすケースが増えており、追い払い等の被害防除や集落環境整備等の生息環境管理だけでは被害の減少が見込めないことがあるため、主にこのような群れを対象に群れの除去を目指す捕獲を実施する。

- ① ニホンザルの生息状況や被害発生状況に基づき、環境省ガイドラインを参考に作成した判定表（表5、6）を用いて加害レベル（0～5）を判定
- ② 判断基準が明確化するため、ポイント制による判定方式を導入（表5、6）
- ③ ニホンザルの行動域の実態を踏まえ、山間地と平野部の地域区分けを解除

表4 各加害レベルのイメージ

加害レベル	群れの状況のイメージ
レベル0	山中に生息している。被害はない。
レベル1	山中に生息しているが、市街地（注1）に出没することがある。軽微な農作物被害が発生。
レベル2	林縁で行動していることが多く、特定の季節に群れの一部が市街地に出没する。農作物被害が発生。
レベル3	里地（注2）で行動していることが多く、特定の季節にほぼ群れ全体で市街地に出没する。農作物被害が発生。
レベル4	里地で行動していることが多く、季節を問わずほぼ群れ全体で頻繁に市街地に出没する。深刻な農作物被害や生活環境被害が発生。
レベル5	市街地で行動していることが多い。深刻な農作物被害や人身被害を含む生活環境被害が発生。人馴れが進んでいるため対策の効果が出にくい。

（注1）市街地：住宅、商店などが多く立ち並ぶ平地。（注2）里地：集落があり、田畑が広がる平地。

表5 加害レベル判定表

ポイント	出沒頻度	平均的な出沒規模	人への反応	集落の農作物被害状況	集落の生活環境被害
0	山奥にいたためみかけない	群れは山から出てこない	遠くいても、人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかける時がある	2、3頭程度の出沒が多い または群れのごく一部が出沒	遠くいても、人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺のみみかける
2	通年、週に1回程度市街地でみかける	10頭未満の出沒が多い または群れの一部が出沒	遠くにいる場合逃げないが、20m以内までは近づけない	大きな被害（生産量の10%程度）を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2、3回近く市街地でみかける	10～20頭程度の出沒が多い または群れの半数程度が出沒	群れの中に、20mまで近づいても逃げないサルがいる	甚大な被害（生産量の30%以上、または被害の精神的苦痛が大きい、被害者が怒っている、耕作を諦める）を受けている集落がある	器物を損壊する 倉庫に侵入する 家庭菜園への被害が発生
4	通年、ほぼ毎日市街地への出沒がある	20頭以上の出沒が多い または群れの全体（あるいは大半）が出沒	10mまで近づいても逃げない、または威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある、または行動域内の過半数の集落に甚大な被害が発生している	住居侵入が常態化（繰り返し発生する） 人身被害が発生している、またはそのおそれが高い

それぞれの項目における判定は、現地調査（群れ探索行動特性調査（ルートセンサス）、直接観察など）、アンケート調査（被害状況調査など）、群れの監視員など被害対策の従事者からの情報、有識者によるチェックといった方法（複数の方法が望ましい）での総合的な評価に基づいて行う。

表6 加害レベル

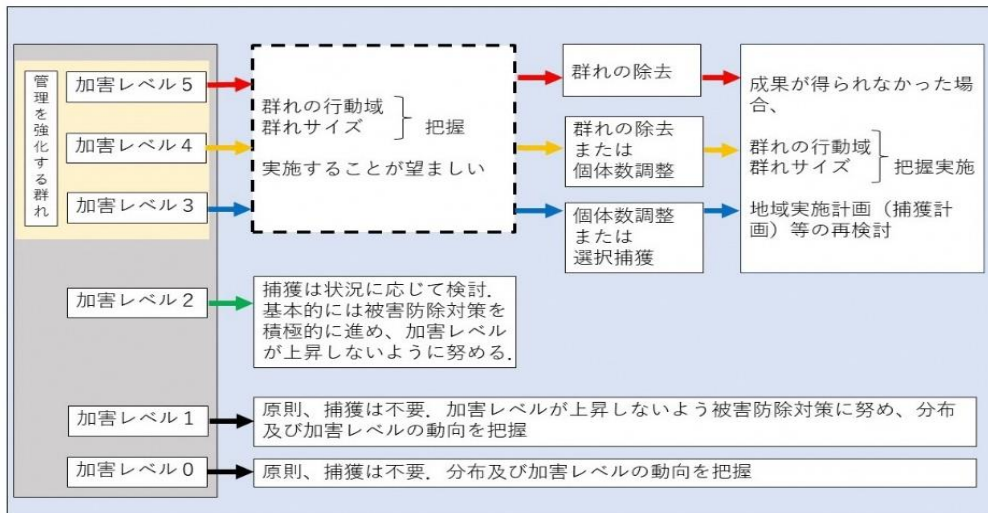
加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1～2
2	3～7
3	8～12
4	13～17
5	18～20

3. 加害レベルに応じた捕獲方法について（図4）

主に、市街地への出没が常習化し、人に危害を与える群れについては、群れの除去を目的とした捕獲を実施する。捕獲を先行して実施することで、適正な個体数となり、追い払いの効果が上がり、人身被害を未然に防ぐことも期待できる。また、モニタリングを行い、効果の評価、対策の変更・改善を逐次検討する。

- ① 加害レベルに応じて、捕獲手法を選択することが可能
- ② 加害レベルが高く被害が顕著な群れに対する集中的な捕獲強化が可能

図4 捕獲手法の選択の考え方

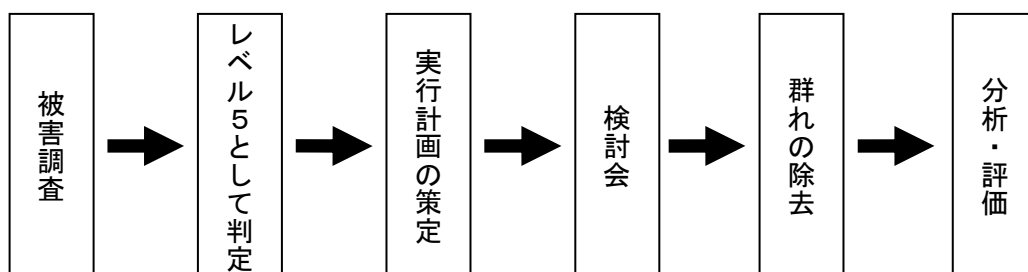


4. 加害レベル5における群れの除去を目的とした捕獲の実施の手順

群れが分裂し拡大するおそれがないよう、実行計画を策定する。県が設置するニホンザルワーキンググループのメンバーを中心とした検討会に実行計画を提出し、その助言を受ける。

- ① 被害調査を市町で実施し調査結果に基づき加害レベル5と判定
- ② 群れの除去を目的とした捕獲が必要であると判断された場合、市町で実行計画を策定
- ③ 検討会において市町、県、有識者で実行計画について協議し、実行性を持たせる
- ④ 群れの除去を目的とした捕獲の実施
- ⑤ 捕獲の効果及び捕獲後の対策を分析・評価、必要に応じて対策を再検討

図5 群れの除去の流れ



5. 群れの除去を目的とした捕獲後の効果及び捕獲後の対策の分析・評価

群れの除去を目的とした捕獲を実施した後は、効果の分析・評価を行うこと。また、被害の再発を防ぐための対策を実施することが必要であり、生息環境管理における集落環境整備においては、地域住民と行政が連携して集落環境の点検を行い、ニホンザルを集落や耕作地に誘引する原因となる放棄した作物や利用しない果実などの誘引物の除去等を実施すること。地域の実施状況を分析・評価すること。

- ① 捕獲実施後の被害状況や対策（被害防除・生息環境管理）について把握
- ② 結果を踏まえて被害対策のレベルを判定し、効果的な被害防止対策を実施